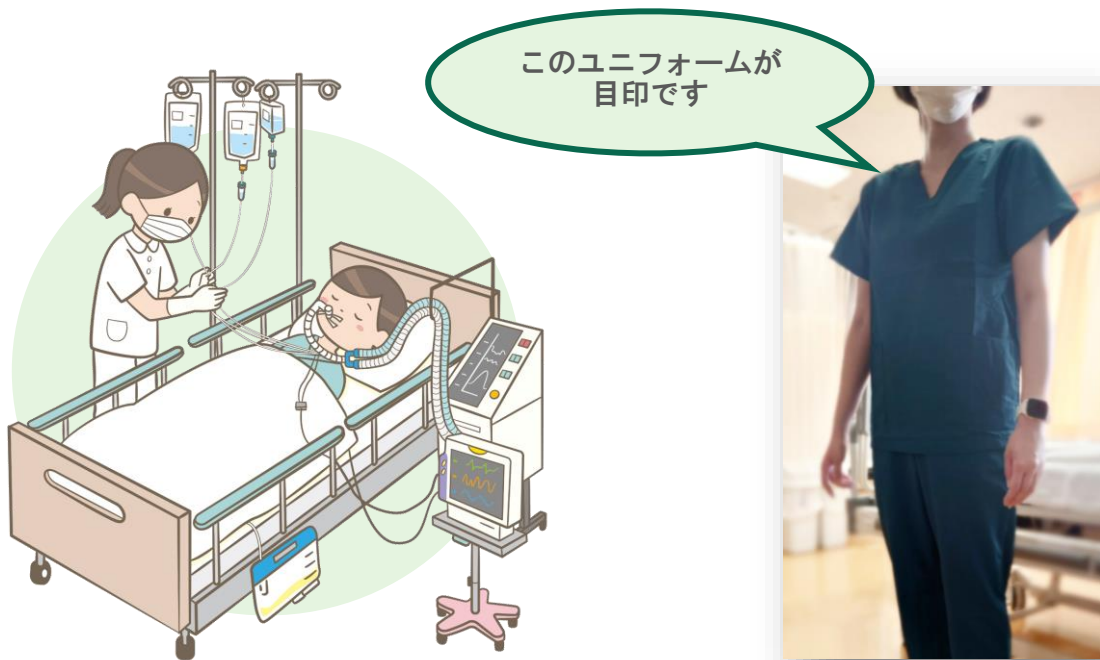


患者さんへのご案内

# 当院では特定ケア看護師が 特定行為を実施しています

特定行為とは、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」によって定められた、診療の補助です。研修を終えた特定ケア看護師が、あらかじめ作成された手順書（医師の指示書）に基づいて一定の特定行為を安全に行います。

特定ケア看護師は、専門的な知識と技術を身につけ、診療と看護の両面から患者さんをサポートします。



**皆様のご理解とご協力をお願いします。**

特定行為については右記 QR コードから厚生労働省ホームページをご覧ください。  
当院における特定ケア看護師に関するお問い合わせは下記までお願いします。

患者支援室（外来窓口⑧番）

月～金曜日 8:30～17:00/土曜日 8:30～12:30



公益社団法人地域医療振興協会  
横須賀市立市民病院  
046-856-3136（代）